



申込み、  
忘れてない？

# 6月は申請！！

返還不要

## 学費支援

補助額  
(年額)  
最大

# 432,000円

年収590万円未満の世帯は 私立高校の授業料が実質無償化。  
年収910万円未満の世帯でも、支援額はなんと118,800円。(年収は目安)

## 支援金・補助金は



## お申込みが必要！

エッ!?

### お申込み(申請)は簡単！必要書類を学校に提出するだけ。

1

高等学校等  
就学支援金

6月頃  
申請です

2

学費補助金

3

神奈川県高校生等  
奨学給付金

奨学給付金は  
7月以降に  
申請が始まります。



# 学校から配られる申請書に記入したら、必要な書類を用意しましょう。

1

**高等学校等  
就学支援金**

2

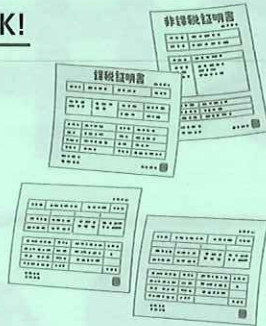
**学費補助金**

3

**神奈川県高校生等  
奨学給付金**

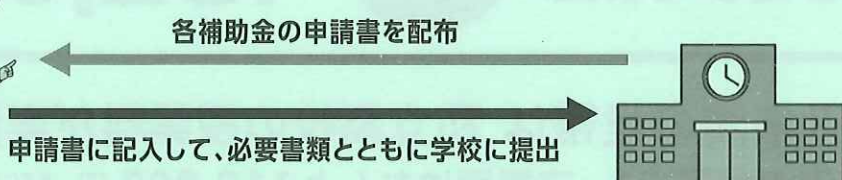
平成30年度のものなら、**㉠ ㉡ ㉢** どれでもOK!

- ㉠ 課税証明書 または、非課税証明書**  
市区町村の住民税の窓口で発行
- ㉡ 市町村民税・県民税納税通知書**  
5～6月頃、市区町村から配布
- ㉢ 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書**  
5～6月頃、勤務先から配布



**すべて、ご用意ください。**

- **健康保険証の写し**  
▶ 申請する高校生のもの  
▶ 中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹のもの
- **通帳の写し**  
▶ 振込口座の番号がわかるページ
- **平成30年度の非課税証明書**  
▶ 市区町村の住民税の窓口で発行  
▶ または、左の**㉠**か**㉡**でもOK!



〈ご注意〉**①②③**とも生活保護世帯の場合は、必要書類が異なります。  
▶ 生活保護受給証明書 (担当ケースワーカーに依頼)  
▶ **③**の健康保険証は不要

## 所得区分表

はじめに、自分の区分をチェック!

基準税額 (年額)		所得区分	対象制度
県民税・市町村民税所得割額の合算額	年収の目安		
生活保護世帯 (1月1日時点)	----	区分 1	①
0円 (非課税)	約250万円未満	区分 2	② ③
85,500円 未満	約350万円未満	区分 3	
257,500円 未満	約590万円未満	区分 4	① ②
378,500円 未満	約750万円未満	区分 5	
507,000円 未満	約910万円未満	区分 6	①

課税証明書等に記載してある「**県民税・市町村民税所得割額**」の合算額を確認。  
自分がどの区分に該当するのか確認してみましょう!  
平成30年6月の申請より**県民税所得割額も合算することになりました。**  
ご注意ください。

県民税・市町村民税所得割額の合算額は父母の合計額です。均等割額は含みません。年収はあくまで目安であり、モデル世帯の場合の金額です。



▶モデル世帯:夫婦いずれか1人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生が1人

## 区分ごとに補助金額が違います。確認してくださいね!

所得区分	① 高等学校等就学支援金		② 学費補助金		所得区分	③ 神奈川県高校生等奨学給付金		
	授業料補助		授業料補助	入学金補助 (初年度)		区分 1	区分 2	区分 2
区分 1	297,000円		135,000円	100,000円 (上限額)	区分 1	52,600円		
区分 2	237,600円		194,400円		区分 2	138,000円	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる	全日制・定時制の学校
区分 3	178,200円		253,800円		区分 2	89,000円	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない	
区分 4	118,800円		74,400円		区分 2	38,100円	通信制の学校	
区分 5			対象外					
区分 6			対象外					

詳しくは、配布のご案内またはHPをご覧ください。